

国による近現代美術作品ならびに西洋美術作品全般にわたる 保護制度の確立と保存修復センター設立の要望書

日本における近年の美術館設立の増加は目覚ましいものがありました。各地の美術館に優れた美術品がそれぞれ収集され、末永く文化財として保存され、研究され、そして展示・公開されること、「こころの豊かさ」が求められる現代にあって、非常に喜ばしいことです。

しかしその美術館設立からわずかなあいだに、各施設では収蔵作品が飛躍的に増大し、その適切な保存方法が問題となるようになりました。特に近現代美術作品は物質的に複雑で経年劣化がはやいのが特徴です。また近年、美術館事業として盛んにおこなわれる展覧会への展示や貸出の際、移動による衝撃などで損壊しやすいという特質があります。これらの文化財の損傷や経年劣化を抑え、より適切な状態で次の世代に保存継承されるべきことは言うまでもありません。

これまで組織的な保存研究の主たる対象は、指定文化財に認定された美術品および資料に限定されてきたため、近現代の美術作品に関しては十分な対処がなされませんでした。そのひとつの理由として、これらの作品の歴史上の、あるいは芸術面からの評価が確立していないために、保護が不十分になると言うことがあげられます。また素材や技法が指定文化財と大きく異なり、個々の素材の異なる作品に対する新しい取り扱い方法が求められると同時に、行政上も指定文化財と異なる取り組みが求められていることもさらなる原因と思えます。

一方で近現代美術作品を取り扱える保存修復の専門家は絶対数が少なく、その育成には組織的な力が必要であり、また制度として整備させることが必要です。

これまで全国美術館会議では、同会議の主催する研修会に、近現代美術作品の保存をテーマにとりあげ、同様に会員館有志による「保存ワーキンググループ」ならびに「彫刻原型と鑄造の管理に関するワーキンググループ」などが、加盟館に対し啓蒙的な活動をおこなってきました。また1995年の阪神淡路大震災では、同年2~3月に文化庁と共同事業として救援活動に有志を派遣し被災館ならびに文化財保持者に援助をおこないました。

こうした経験から、全国美術館会議は、未曾有に増大する近現代の美術作品の保存という課題に抜本的な取り組みの必要性を感じてやみません。

このような現状を踏まえ、全国美術館会議は、以下のことの検討を要望します。

1 国による近現代美術ならびに西洋美術全般にわたる保存(保存科学、修復技術など)に関する専門家の育成

今日の欧米の修復保存の分野では伝統を重んじることは無論のこと、実践と経験による技術の蓄積をおこない、より合理的な理念を求めて、すべての処置の科学的な裏付けを、化学、物理、生物学や美術史などによっておこない、文化財に対して最大限適切な方法を追求しています。すでに先進し蓄積した理論や技術によって、後続の専門家の育成が教育機関で完成されたかたちでおこなわれています。当然ながらわが国においても現状を理解したうえで、早急に教育機関の整備が必要です。

2 保存(保存科学、修復技術など)に関する専門家の知識・技術水準の確保

欧米では教育機関による技術や理念の習得に加え、美術・博物館の現場でのインターン制度によって実践的な経験を蓄積しています。そこでは、より高い技能を身につけるだけでなく、先に実践をはじめた専門家たちによって保存担当者としての養成を受け、同時に文化財保護に携わる資質も審査されています。

こうして基礎を習得した技術者や科学者の保存業務の「基礎的な職能」を保証認定することで、職業としての技能の確立ならびに倫理的な規制をかけることが可能となります。わが国にも当事者や専門家による資格認定についての検討が必要です。

3 共同利用機関としての保存修復センター

保存科学、修復技術や理論の研究機関であり、求められる情報の提供をおこなうと同時に実際の現場である美術・博物館などの保存・修復作業を援助し、必要によっては、保存修復の実際的な処置をおこなう機関としてのセンターが必要です。また地震などの災害時には救援活動の主体となる技術者や研究者の教育・研修をおこなう機能をもたせ、他機関との連携によってより効率の高い保存業務の普及がおこなわれる必要があります。

全国美術館会議は保存問題などに積極的に取り組んでまいりますが、組織的な力と援助を必要としています。この要望書を基に、今後、具体的に検討されることを全国美術館会議は強く要望いたします。